日台 MRA に基づく台湾 BSMI 認証制度
適合性評価お申し込みの手引き

2015年9月24日

一般財団法人　日本品質保証機構

― 目 次 ―

1. はじめに ・・・

1. はじめに

1-1. JQA について

一般財団法人日本品質保証機構(JQA)は、1957 年に当時の民法第 34 条に基づき財団法人として設立され、その後、公益法人制度改革関連三法により、2011 年 4 月 1 日に一般財団法人に移行した法人です。

当機構は、主に手数料等の事業収入によって運営され、企業、団体、個人からの寄付金等は一切受けず、第三者試験･検査･認証等機関として事業を実施し、公平性･中立性を保持しています。

概要および当機構の実施している認証、登録、試験等については当機構ホームページ：http://www.jqa.jp をご覧ください。

1-2. 日台 MRA に基づく台湾 BSMI 認証制度適合性評価について

当機構が、日本と台湾の「電気製品分野の日台民間相互承認取決め」（以下、日台 MRA）に基づき、台湾商品検験法（正式名称：「商品檢驗法」）に基づく適合性評価機関として発行した適合性証明書は、台湾の経済部 標準検験局（以下、BSMI）によって追加の評価を行うことなく受け入れられ、RPC（Registration for Product Certification）制度に基づく認証書が BSMI より発行されます。

1-3. JQA の適合性評価機関資格について

当機構は、日台 MRA に基づく適合性評価機関として、BSMI より登録を受け、台湾 BSMI 認証制度に基づく適合性評価を 2014 年 10 月から開始しております。

2. JQA の業務について

当機構は、電気製品の試験基準に基づく評価および必要に応じて、製造する工場の調査を行い、適合と判断した場合に当該製品の適合証明書を発行いたします。

当機構は、日本国内の電気・電子製品の製造事業者または工場、国外の製造事業者にあっては、日本国内に所在する事業者の系列事業者または工場からの申し込みを受け付けます。

次のような場合には、申込受付の拒否や認証の評価実施を保留することがあります。

(1) 申し込みが、当機構が適合性評価機関として登録を受けた範囲外であった場合。
(2) 申し込みが、当機構において対応することが技術的に困難なものであった場合。
(3) 申し込みが、違法行為、公序良俗違反行為、反社会的な行為、その他当機構の業務遂行に支障を来す行為、またはその恐れのある組織・団体等からの申し込みに該当する場合。
(4) お客さまにおいて、資産、信用状態が悪化しまたはその恐れがある場合。
(5) 当機構が必要と判断する供試品等をご提出いただけない場合。
(6) その他、申し込みについて当機構が不適切と判断した場合。

2-1. JQA の適合性評価品目

当機構が適合性評価を行う電気製品は、①情報機器、②AV機器、③家電機器です。詳細は、添付の表-1に記載しています。

2-2. 試験レポート/審査登録証の受け入れについて

(1) 製品試験レポート

当機構は、BSMI が認定した試験所の有効な安全試験レポートおよび電磁試験レポートを受け入れ、適合性評価を行います。試験レポートをお持ちでない場合は、BSMI 認定の試験所である当機構が安全試験および電磁試験を実施し、試験レポートを発行することも可能ですので申込書に記載願います。

(2) ISO 9001 登録証

当機構は、RPC 制度のモジュール 4, 5, 6 に基づくお申し込みの場合は、BSMI に認可された承認機関の発行した ISO 9001 の登録証を受け入れ、適合性評価を行います。当機構も RPC 制度に基づく承認機関として認可されておりますので、当機構の ISO 9001 登録証をご利用いただけます。モジュールにつきましては、添付の図-1 および 3-2 に記載しています。

2-3. 申込者の権利と義務について

申込者の権利と義務については、申込書の「JQA認証・試験・海外認証等のお申し込みに関する了承事項」に記述していますので、ご確認ください。

認証取得後の認証取得者の権利と義務については、本手引きの5. に記載しています。

2-4. JQA の適合性評価に関する苦情および異議申し立てについて

申込者等からの BSMI 認証制度適合性評価全般に対する苦情、適合証明の決定に関する異議申し立て、あるいはその他の利害関係者からの苦情等については、当機構は、規定に基づき誠意をもってこれに対応いたします。

なお、異議がある場合には、事由が発生した日から 45 日以内に当機構へ文書にてお申し

出ください。当機構は申し立てを受理した日より 3 ヵ月以内に回答いたします。

3. 手続きについて

お客さまが当機構に BSMI 認証制度適合性評価のお申し込みをしてから、適合証明を取得されるまでの流れは、添付の図-2 に記載しています。

3-1. 申し込み

「JQA 認証・試験・海外認証等 申込書」および「台湾商品検験法 申込書」にご記入いただき、下記まで郵送、メールあるいはファックスにて送付してください。「JQA 認証・試験・海外認証等 申込書」および「台湾商品検験法 申込書」は、当機構ホームページからご入手ください。
http://www.jqa.jp/service_list/safety/action/application/bsmi01.html

申込書の送付にあわせて、以下の書類も送付してください。

必要書類	適合証明	変更確認証明
JQA認証・試験・海外認証等 申込書	○	○
送付先等詳細リスト	○	○
委任状	※1	※1
台湾商品検験法 申込書	○	○
製造工場リスト（訪問検査の場合、製造工場までの地図）	○	－
BSMI認定試験所による安全試験レポート（中文）および試験を実施した試験所のBSMI認定書の写し	※2	※2
BSMI認定試験所による電磁環境試験レポート（英文または中文）および試験を実施した試験所のBSMI認定書の写し	※2	※2
製品の外観および内部の写真（定規付き）	※3	※3
回路図、ブロック図、または基板パターン図	※3	※3
重要部品と材料のリストおよび部品の証明書、仕様書	※3	※3
発振周波と発振部の回路写真、EMI対策部品リストと回路写真	※3	※3
定格銘板（繁体字中国語）	※3	※3
取扱説明書（繁体字中国語および、内容確認用として日本語または英語のもの）	○	○
変更内容説明およびBSMI認証書の写し	－	○
メインモデルと類似モデルの相違点一覧表	○	○
型式一致宣言書	○	○
ISO 9001登録証	※4	※4
適合証明書	※5	○
NCC証明書	※6	※6

備考：※1 委任状は申込者の代理人を通じて申込みを行う場合に限る。
※2 JQA以外のBSMI認定試験所で実施した場合に限る。
※3 試験報告書に含まれていない場合に限る。
※4 モジュール 4, 5, 6 を適用する場合に限る。
※5 証明書の内容に対する変更申請および更新の場合に限る。
※6 製品に無線機（ブルートゥース含む）を内蔵している場合に限る。

送付先:

一般財団法人 日本品質保証機構 安全電磁センター 事業推進課
Ｆａｘ： 042-679-0170
E-mail ： jtp-safety-cstm@jqa.jp
Ｔｅｌ： 042-679-0246
住 所 ： 〒192-0364 東京都八王子市南大沢 4-4-4

または、

一般財団法人 日本品質保証機構 北関西試験センター 事業推進課
Ｆａｘ： 072-728-6848
E-mail ： kita-customers@jqa.jp
Ｔｅｌ： 072-729-2244
住 所 ： 〒562-0027 大阪府箕面市石丸 1-7-7

3-2. 適合性評価の実施

(1) モジュール 2（型式試験）

BSMI の認定試験所により発行された試験レポートに基づき、申し込みされた製品との整合性、妥当性を評価します。適合性評価において、不適合が判明した場合、当機構は、申込者へ不適合事項をご報告します。不適合事項の報告を受けた場合、その内容を吟味し、是正措置を行うか、お申し込みを取下げるか、一定期間内に対応することが必要となります。

(2) モジュール 3（型式一致宣言）

型式一致宣言書の内容を確認します。

(3) モジュール 4、5、6（品質保証）

ISO 9001 の登録証により、必要な品質システムが構築されているかを確認します。
モジュール 4：設計・開発・製造・組み込み・サービスを含んだ品質システムの構築
モジュール 5：製造・組み込み・サービスを含んだ品質システムの構築
モジュール 6：最終検査および製品試験を含んだ品質システムの構築

(4) モジュール 7（工場検査）

当機構が BSMI に登録された検査機関として、工場で品質システムについて確認をします。

3-3. 適合証明の決定

適合性評価後に、当機構にて BSMI 認証制度の適合証明の決定を行います。

3-4. 適合証明書の発行

適合証明の決定をした場合に、当機構は適合証明書の発行をいたします。適合証明書は、請求書と併せてお送りいたします。

3-5. BSMI への申請

適合証明書の取得後、BSMI へ台湾現地法人より申請いただくことにより、BSMI より RPC 制度に基づく認証書が発行されます。認証書の発行は、申請書類等の不足がなければ通常 5 稼働日以内で発行されます。BSMI への申請につきましては、当機構において申請の代行

を行うことも可能です。

4. 認証製品への表示

BSMI 認証書の取得後、RPC 制度に基づく表示を、製品に表示します。表示の方法については、添付の「RPC マークについて」を参照願います。

5. 適合証明取得者の権利と義務について

適合証明取得者は、BSMI 認証取得後、RPC マークを付した製品を製造・出荷することができます。

BSMI 認証取得後、製品の変更を行う場合には、変更確認申請または適合証明の申し込みが必要になります。

認証の維持には、3 年ごとの更新申請が必要になりますので、BSMI 認証書に記載された有効期限に間に合うように適合性評価をお申し込みください。

市場における認証製品の事故・不具合等が発生した場合には、当機構に状況の報告をしてください。

その他、RPC 制度にかかわる義務については、「台湾商品検験法」に基づきます。

6. RPC 認証の一時停止、取り消しについて

認証の一時停止、取り消しは、「台湾商品検験法」に基づきます。

主な取り消しの事例は以下の通りです。

(1) 不法な方法で取得したもの
(2) 市場監査で不適合の場合
(3) 製品の表示が異なる場合
(4) 期限内に改善しない場合
(5) 製品の瑕疵で事故の恐れ
(6) 証明書の誤使用
(7) 更新が行われていない場合

7. サーベイランスの実施

当機構は適合証明書を発行した製品に対して、年間の適合証明件数の 1%の割合で無作為に抽出し、適合性評価を行った製品と、実際に製造されている製品との同一性を確認します。同一性の確認は、製造工場または申込者の事業場で、目視および書面により行いますが、疑義がある場合には、製品を持ち帰り確認を行います。サーベイランスの実施によるお客さまの費用負担はありません。

8. 費用について

費用は以下の項目からなります。

(1) 認証料

適合証明書、変更確認書の発行に係る費用です。

(2) 工場検査料

同一型式宣言書の確認、ISO 9001 証明書の確認、モジュール 7 の場合の工場検査および報告書作成に係る費用です。工場検査の際の交通費は、別途請求いたします。

(3) 定期工場検査料

モジュール 7 を適用した場合の、定期工場検査に係る費用です。 工場検査の際の交通費は、別途請求いたします。

費用例

(1) 新規申込(モジュール 2+3)の場合

認証料(新規適合証明書発行)+工場検査料(同一型式宣言書の確認費用)

(2) 新規申込(モジュール 2+7)の場合

認証料(新規適合証明書発行)+工場検査料(工場検査、報告書費用)+交通費

(3) 変更申込(適合証明書の記載変更)の場合

認証料(変更適合証明書発行)

(4) 変更申込(材料・部品等の変更)の場合;

認証料(変更確認書発行)

(5) 定期工場検査(モジュール 2+7)の場合

定期工場検査料+交通費

（添付）

表 1: 適合性評価品目

CCC コード	品　　名	モジュール	適用規格 （規格の版は 2014 年 8 月現在）
8414.51.00.00.2 A	扇風機（単相交流 300V 以下、125W 未満のものに限り）	2+3	CNS 3765 (2005) IEC 60335-2-80 (2004) CNS 13783-1 (2004)
8414.59.00.00.4 A	扇風機（単相交流 300V 以下、125W 以上のものに限り）	2+3	CNS 3765 (2005) IEC 60335-2-80 (2004) CNS 13783-1 (2004)
8414.60.00.00.1	ファン内蔵の通風フード又は再循環カバー、その水平辺の最大長さ 120cm 以下のもの。(単相交流 300V 以下のレンジフードに限り)	2+3	CNS 3765 (2005) IEC 60335-2-80 (2004) CNS 13783-1 (2004)
8472.90.30.00.8	鉛筆削り機（単相交流 300V 以下のものに限り、充電式を除く）	2+3	CNS 14336-1 (2010) CNS 13783-1 (2004)
8508.11.00.00.8	真空掃除機、消費電力 1500W 以下、容量 20 ﾘﾄﾙ以下の集塵袋又はその他の容器を持ち、電動機を内蔵するもの（単相交流 300V 以下のものに限り。充電式のものを除く）	2+3	CNS 3765 (2005) IEC 60335-2-2　(2004) CNS 13783-1 (2004)
8508.19.00.00.0	電動機を内蔵するその他の真空式掃除機。（単相交流 300V 以下のものに限り、充電式のものを除く）	2+3	CNS 3765 (2005) IEC 60335-2-2　(2004) CNS 13783-1 (2004)
8508.60.00.00.8	その他の真空式掃除機（単相交流 300V 以下、充電式のものを除く）	2+3	CNS 3765 (2005) IEC 60335-2-2　(2004) CNS 13783-1 (2004)
8509.40.00.00.2 A	家庭用電気食料品粉砕器（単相交流 300V 以下のものに限り）	2+3	CNS 3765 (2005) IEC 60335-2-14　(2002) CNS 13783-1 (2004)
8509.40.00.00.2 B	家庭用電気食料品混合器（電気ｼﾞｭｰｽ絞り器、電気肉挽き機を含む）（単相交流 300V 以下のものに限り）	2+3	CNS 3765 (2005) IEC 60335-2-14　(2002) CNS 13783-1 (2004)
8509.40.00.00.2 C	家庭用電動ジューサー（単相交流 300V 以下のものに限り）	2+3	CNS 3765 (2005) IEC 60335-2-14　(2002) CNS 13783-1 (2004)
8509.40.00.00.2 D	コーヒーひき機（単相交流 300V 以下のものに限り、充電式のものを除く）	2+3	CNS 3765 (2005) IEC 60335-2-14　(2002) CNS 13783-1 (2004)
8509.40.00.00.2 E	電気氷削機（単相交流 300V 以下のものに限り、充電式のものを除く）	2+3	CNS 3765 (2005) IEC 60335-2-14　(2002) CNS 13783-1 (2004)
8509.80.90.00.4 B	電気氷削機（単相交流 300V 以下のものに限り、充電式のものを除く）	2+3	CNS 3765 (2005) IEC 60335-2-14　(2002) CNS 13783-1 (2004)
8516.50.00.00.0	電子レンジ（単相交流 300V 以下のものに限り）	2+4 又は 5 又は 7	CNS 3765 (2005) IEC 60335-2-25　(2005) CNS 13803 (2003)
8516.79.00.00.7 M	電気蚊取り器（単相交流 300V 以下のものに限り）	2+3	CNS 3765 (2005) CNS 13783-1 (2004)
8516.79.00.00.7 N	電気芳香器（単相交流 300V 以下のものに限り）	2+3	CNS 3765 (2005) CNS 13783-1 (2004)

CCC コード	品　　名	モジュール	適用規格 （規格の版は 2014 年 8 月現在）
8443.31.00.00.2 A	自動資料処理機器又は PC、インタネットと接続でき、印刷、複写、及び Fax 等二種類以上の機能を持つもの（映像コピー機器を除く）	2+3	CNS 14336-1(2010) CNS 13438 (2006)
8443.31.00.00.2 B	自動資料処理機器又は PC、インタネットと接続でき、印刷、複写、及び Fax 等二種類以上の機能を持つもの（映像コピー機器に限り）	2+4 又は 5 又は 7	CNS 14336-1(2010) CNS 13438 (2006)
8443.32.00.00.1 A	その他のプリンター、コピー機及び Fax 等、自動資料処理機器又は PC、インタネットと接続できるもの（映像コピー機器以外のものに限り）	2+3	CNS 14336-1(2010) CNS 13438 (2006)
8443.32.00.00.1 B	その他のプリンター、コピー機及び Fax 等、自動資料処理機器又は PC、インタネットと接続できるもの（映像コピー機器に限り）	2+4 又は 5 又は 7	CNS 14336-1(2010) CNS 13438 (2006)
8443.39.00.90.5	その他のプリンター、コピー機及び Fax、組合せかを問わずに（ただ、単一 Fax 機能のものを除く）	2+4 又は 5 又は 7	CNS 14336-1(2010) CNS 13438 (2006)
8471.30.00.00.8	携帯式自動資料処理機、その重量が 10Kg 以下で、且つ少なくとも、CPU 1 つ、キーボード 1 つ、モニタ 1 つを持つもの	2+3	CNS 14336-1(2010) CNS 13438 (2006)
8471.41.00.00.5	その他の自動資料処理機、同じケース―に少なくとも、CPU 1 つ、及び入力、出力インターフェイスそれぞれ 1 つを持つもの。組合せかを問わずに	2+3	CNS 14336-1(2010) CNS 13438 (2006)
8471.49.00.00.7	その他の自動資料処理機で、システム処理機能を持つもの	2+3	CNS 14336-1(2010) CNS 13438 (2006)
8471.50.00.00.3	第 847141 又は 847149 項目以外の情報処理単位で、同一機器ケースの中に次の機能単位を 1 個、又は 2 個を持つかを問わずに：メモリ、入力、出力	2+3	CNS 14336-1(2010) CNS 13438 (2006)
8471.60.10.00.9	端末機	2+3	CNS 14336-1(2010) CNS 13438 (2006)
8471.60.30.10.3	コードレスキーボード	2+3	CNS 14336-1(2010) CNS 13438 (2006)
8471.60.90.10.0	映像スキャナー	2+3	CNS 14336-1(2010) CNS 13438 (2006)
8471.60.90.20.8	コードレスマウス	2+3	CNS 14336-1(2010) CNS 13438 (2006)
8471.60.90.90.3	その他の入力又は出力機能単位で、当該システムの其の他の機能単位及び同一機器ケースにメモリがあるかどうかを問わない。	2+3	CNS 14336-1(2010) CNS 13438 (2006)
8471.90.10.00.3	特殊なシーケンス制御機能を持つ計算機、又は記憶能力を持つ文字処理機	2+3	CNS 14336-1(2010) CNS 13438 (2006)
8471.90.90.00.6	その他の第 8471 節に属する自動資料処理機	2+3	CNS 14336-1(2010) CNS 13438 (2006)
8472.90.50.00.3	自動窓口サービス機	2+3	CNS 14336-1(2010) CNS 13438 (2006)
8472.90.90.00.5 A	その他の第 8472 節に属するオフィス用機器（単相交流 300V 以下、定格電力 500W 以下の電動シュレッダ―に限り）	2+3	CNS 14336-1(2010) CNS 13438 (2006)
8472.90.90.00.5	その他の第 8472 節に属するオフィス用機器	2+3	CNS 14336-1(2010)

CCC コード	品　　名	モジュール	適用規格 （規格の版は 2014 年 8 月現在）
B	（単相交流 300V 以下、定格電力 500W 以下の電動シュレッダーに限り）		CNS 13438 (2006)
8504.40.20.00.3	4. 交流を直流に変換する 3C（computer, communication and consumer electronics）用電池充電器	2+3	CNS 14336-1(2010)又は CNS 14408(2004) CNS 13438 (2006)
8504.40.91.00.7	1. その他の交換式電源 （交流を直流に変換するものに限り）	2+3	CNS 14336-1(2010) CNS 14408(2004) CNS 13438 (2006)
	4. 交流を直流に変換する 3C（computer, communication and consumer electronics）用電池充電器	2+3	CNS 14336-1(2010)又は CNS 14408(2004) CNS 13438 (2006)
8504.40.94.00.4	2. 交流を直流に変換する 3C（computer, communication and consumer electronics）用電池充電器	2+3	CNS 14336-1(2010) CNS 14408(2004) CNS 13438 (2006)
8504.40.99.90.0	4. 交流を直流に変換する 3C（computer, communication and consumer electronics）用電池充電器	2+3	CNS 14336-1(2010) CNS 14408(2004) CNS 13438 (2006)
8518.21.00.00.4 A	音響箱に内蔵の単体拡声器（ゲイン増幅器を持つものに限り。直流電源のみを使うものと HI-END オーディオを除く）	2+3	CNS 14408(2004) CNS 13439 (2004)
8518.21.00.00.4 B	音響箱に内蔵の単体拡声器 （ゲイン増幅器を持つ、直流電源のみを使うものに限り）	2+3	CNS 13439 (2004)
8518.22.00.00.3 A	音響箱に内蔵の複数の拡声器（ゲイン増幅器を持つものに限り。直流電源のみを使うものと HI-END オーディオを除く）	2+3	CNS 14408(2004) CNS 13439 (2004)
8518.22.00.00.3 B	音響箱に内蔵の複数の拡声器 （ゲイン増幅器を持つ、直流電源のみを使うものに限り）	2+3	CNS 13439 (2004)
8518.40.90.00.2	その他の音響拡声器（HI-END オーディオを除く）	2+3	CNS 14408(2004) CNS 13439 (2004)
8518.50.00.00.8 A	音響拡声器組合（直流電源のみを使うものと HI-END オーディオを除く）	2+3	CNS 14408(2004) CNS 13439 (2004)
8518.50.00.00.8 B	音響拡声器組合（直流電源のみを使うものに限り）	2+3	CNS 13439 (2004)
8519.20.10.00.2 A	コイン、紙幣、金融カード、代替幣で、又はその他の支払い方式で操作するレコードプレーヤー（直流電源のみを使うものを除く）	2+3	CNS 14408(2004) CNS 13439 (2004)
8519.20.10.00.2 B	コイン、紙幣、金融カード、代替幣で、又はその他の支払い方式で操作するレコードプレーヤー（直流電源のみを使うものに限り）	2+3	CNS 13439 (2004)
8519.20.20.00.0 A	コイン、紙幣、金融カード、代替幣で、又はその他の支払い方式で操作する CD プレーヤー（直流電源のみを使うものと HI-END オーディオを除く）	2+3	CNS 14408(2004) CNS 13439 (2004)
8519.20.20.00.0 B	コイン、紙幣、金融カード、代替幣で、又はその他の支払い方式で操作する CD プレーヤー（直流電源のみを使うものに限り）	2+3	CNS 13439 (2004)
8519.20.90.00.5 A	その他のｺｲﾝ、紙幣、金融ｶｰﾄﾞ、代替幣で、又はその他の支払い方式で操作する録音又は音声再生機器（直流電源のみを使うもの	2+3	CNS 14408(2004) CNS 13439 (2004)

CCC コード	品　　名	モジュール	適用規格 （規格の版は 2014 年 8 月現在）
	と HI-END ｵｰﾃﾞｨｵを除く）		
8519.20.90.00.5 B	その他のコイン、紙幣、金融カード、代替幣で、又はその他の支払い方式で操作する録音又は音声再生機器（直流電源のみを使うものに限り）	2+3	CNS 13439 (2004)
8519.81.00.00.0 A	磁気、光学又は半導体メディアを使用する録音又は音声再生機器（直流電源のみを使うものと HI-END オーディオを除く）	2+3	CNS 14408(2004) CNS 13439 (2004)
8519.81.00.00.0 B	磁気、光学又は半導体メディアを使用する録音又は音声再生機器（直流電源のみを使うものに限り）	2+3	CNS 13439 (2004)
8519.89.00.00.2 A	その他の録音又は音声再生機器（直流電源のみを使うものと HI-END オーディオを除く）	2+3	CNS 14408(2004) CNS 13439 (2004)
8519.89.00.00.2 B	その他の録音又は音声再生機器（直流電源のみを使うものに限り）	2+3	CNS 13439 (2004)
8521.90.10.00.3 A	レーザー光学式ビデオデスクプレーヤー（直流電源のみを使うものを除く）	2+4 又は 5 又は 7	CNS 14408(2004) CNS 13439 (2004) マルチメディア機器の場合、又は CNS 14336-1(2010) CNS 13438 (2006)
8521.90.10.00.3 B	レーザー光学式ビデオデスクプレーヤー（直流電源のみを使い、且つモニタを持つものに限り）	2+4 又は 5 又は 7	CNS 14408(2004) CNS 13439 (2004) マルチメディア機器の場合、又は CNS 14336-1(2010) CNS 13438 (2006)
8521.90.10.00.3 C	レーザー光学式ビデオデスクプレーヤー（直流電源のみを使い、且つモニタを持たないものに限り）	2+3	CNS 13439 (2004) マルチメディア機器の場合、又は CNS 13438 (2006)
8521.90.30.00.9	ハードディスクタイプ、デジタルレコーダ式録画・再生機器、又は再生機器 BNC インターフィス持ち、RS232C、RS422 或は GPI に接続できるもの	2+4 又は 5 又は 7	CNS 14408(2004) CNS 13439 (2004) マルチメディア機器の場合、又は CNS 14336-1(2010) CNS 13438 (2006)
8521.90.90.00.6	その他の録画・再生機器	2+4 又は 5 又は 7	CNS 14408(2004) CNS 13439 (2004) マルチメディア機器の場合、又は CNS 14336-1(2010) CNS 13438 (2006)
8528.71.20.00.7 A	通信機能を持つ STB（Set Top Box）。マイクロ CPU をはじめ、内蔵又は外付デジタル信号処理器、ネット上の双方向情報交換及びテレビ信号受信機能を持つもの（ネットに接続できるデジタル信号処理機能を持つ、その他の録画・再生機器に限り）	2+4 又は 5 又は 7	CNS 14408(2004) CNS 13439 (2004) マルチメディア機器の場合、又は CNS 14336-1(2010) CNS 13438 (2006)
8526.91.90.00.0	その他の無線航行補助器具（車用又は携帯式の衛星信号を受信できる GPS 受信機を持つものに限り）	2+3	CNS 14408(2004) CNS 13439 (2004) マルチメディア機器の場合、又は CNS 14336-1(2010) CNS 13438 (2006)
8527.13.00.00.3	その他の外付け電源の要らない無線放送受信機、且つ録音・再生機能を持つものに限り	2+3	CNS 13439 (2004)

CCC コード	品　　名	モジュール	適用規格 （規格の版は 2014 年 8 月現在）
8527.19.00.00.7	その他の外付け電源の要らない無線放送受信機、且つ録音・再生機能を持たないものに限り	2+3	CNS 13439 (2004)
8527.21.00.00.3	外付け電源の必要な車用無線放送受信機、録音・再生機能を持つもの。	2+3	CNS 13439 (2004)
8527.29.00.00.5	外付け電源の必要な車用無線放送受信機、録音・再生機能のないもの。	2+3	CNS 13439 (2004)
8527.91.00.00.8 A	その他の無線放送受信機、且つ録音・再生機能を持つもの（直流電源のみを使用するものを除く）	2+3	CNS 14408(2004) CNS 13439 (2004)
8527.91.00.00.8 B	その他の無線放送受信機、且つ録音・再生機能を持つもの（直流電源のみを使用するものに限り）	2+3	CNS 13439 (2004)
8527.92.00.00.7 A	その他の無線放送受信機、且つ時計機能を持ち、録音・再生機能のないもの（直流電源のみを使用するものを除く）	2+3	CNS 14408(2004) CNS 13439 (2004)
8527.92.00.00.7 B	その他の無線放送受信機、且つ時計機能を持ち、録音・再生機能のないもの（直流電源のみを使用するものに限り）	2+3	CNS 13439 (2004)
8527.99.00.00.0 A	その他の無線放送受信機（直流電源のみを使うものと HI-END オーディオを除く）	2+3	CNS 14408(2004) CNS 13439 (2004)
8527.99.00.00.0 B	その他の無線放送受信機（直流電源のみを使うものに限り）	2+3	CNS 13439 (2004)
8528.41.00.00.8	専用又は主に 8471 節の「自動資料処理システム」に使用するブラウン管モニタ	2+3	CNS 14336-1(2010) CNS 13438 (2006)
8528.49.10.00.8	その他のカラーブラウン管モニタ（テレビ用、映像管式に限り）	2+4 又は 5 又は 7	CNS 14408(2004) CNS 13439 (2004)
8528.49.20.00.6	その他の白黒又は単色ブラウン管モニタ（テレビ用に限り）	2+4 又は 5 又は 7	CNS 14408(2004) CNS 13439 (2004)
8528.51.00.00.5	専用又は主に 8471 節の「自動資料処理システム」に使用するその他のモニタ	2+3	CNS 14336-1(2010) CNS 13438 (2006)
8528.59.10.00.5	その他のブラウン管モニタ以外のカラーモニタ	2+4 又は 5 又は 7	CNS 14408(2004) CNS 13439 (2004) マルチメディア機器の場合、又は CNS 14336-1(2010) CNS 13438 (2006)
8528.59.20.00.3	その他のブラウン管モニタ以外の白黒又は単色モニタ（テレビ用に限り）	2+4 又は 5 又は 7	CNS 14408(2004) CNS 13439 (2004)
8543.70.99.90.6 B	その他の電気機器及び器具（言語学習機に限り（直流電源のみを使用するものを除く））	2+3	CNS 14408(2004) CNS 13439 (2004)
9017.10.10.00.9	資料処理システムを持つ製図台及び機器、自動のものかどうかを問わずに	2+3	CNS 14336-1(2010) CNS 13438 (2006)
9017.20.10.00.7	資料処理システムの製図機	2+3	CNS 14336-1(2010) CNS 13438 (2006)

図 1 モジュール

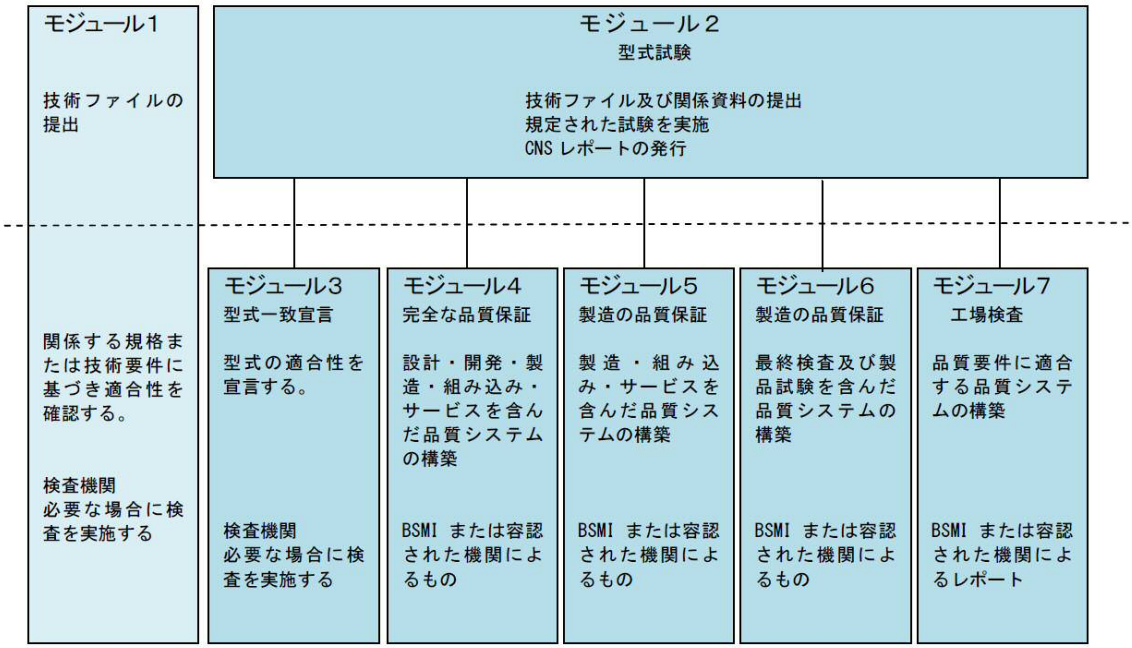
モジュール1
技術ファイルの提出
関係する規格または技術要件に基づき適合性を確認する。
検査機関
必要な場合に検査を実施する
モジュール2
型式試験
技術ファイル及び関係資料の提出
規定された試験を実施
CNS レポートの発行
モジュール3
型式一致宣言
型式の適合性を宣言する。
検査機関
必要な場合に検査を実施する
モジュール4
完全な品質保証
設計・開発・製造・組み込み・サービスを含んだ品質システムの構築
BSMI または容認された機関によるもの
モジュール5
製造の品質保証
製造・組み込み・サービスを含んだ品質システムの構築
BSMI または容認された機関によるもの
モジュール6
製造の品質保証
最終検査及び製品試験を含んだ品質システムの構築
BSMI または容認された機関によるもの
モジュール7
工場検査
品質要件に適合する品質システムの構築
BSMI または容認された機関によるレポート

図 2

適合証明取得までの流れ

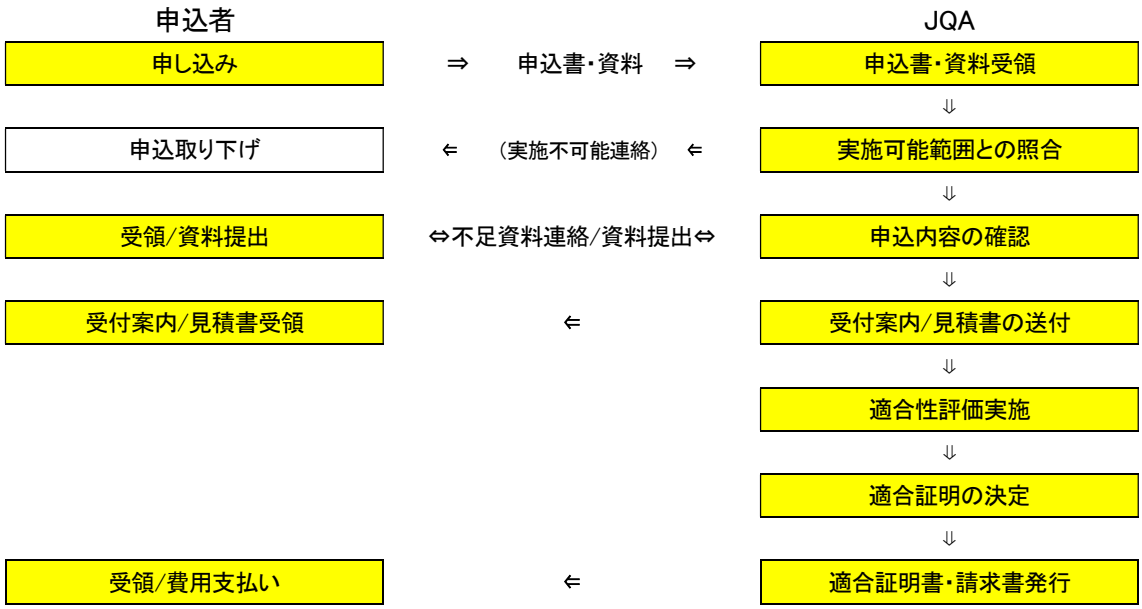

「RPC マーク」について

RPC 認証を取得した製品へ RPC マークを表示する際は、商品検験法に基づき以下の全ての表示が要求されます。

・適用規格の要求事項
・商品名称
・認証取得者名称、住所
・RPC マーク（下記のマーク）
・R および登録番号（位置はマークの下または右横）

R30001